

# 茨城県内豪雨被災動物に関する質問と意見書

2015年10月16日

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県庁

茨城県知事 橋 本 昌 様

大阪市北区西天満六丁目七番四号 大阪弁護士ビル4階

THEペット法塾代表 弁護士 植 田 勝 博

電話 06-6362-8177、FAX 06-6362-8178

## 被災動物の同行避難についての質問と、同行避難を求める意見と理由

- 1 平成27年9月の関東・東北豪雨による茨城県内被災地の被災者について、被災者が避難所・仮設住宅・公営住宅に避難するについて、ペットとの同行が禁止、制限がなされているか、認められているか、その取り組みについての回答をお願いいたします。
- 2 平成27年9月の関東・東北豪雨による茨城県内被災地の被災者について、被災者が避難所・仮設住宅・公営住宅に避難するについて、ペットとの同行、同居の措置をとられることを求めます。

## 意見の理由

- 1 平成27年9月の関東・東北豪雨による茨城県内被災地の被災者について、被災者が避難所に避難するについて、ペットとの同行、同居の禁止、制限がされており、被災者とその飼養動物との共生が円滑にされていない。
- 2 同行避難について、1995年1月17日の神戸の震災時において、また、2004年10月23日の中越地震の時も避難所にペットが持ち込まれ、人と同様に避難生活を送っていた。芦屋市ではペットと一緒に避難した被災者は、仮設住宅の室内外でペットを飼養し、し係留等を柔軟に認め、これによる、被害者と被災動物は共生を確保することができた。

3 これに対して2011年3月11日の東日本大震災では、避難所の多くで動物の入居が受け入れられなかったことから、動物を被災地に残して避難した人々が多く、動物は餓死や溺死で命を落とし、または放浪・繁殖し、冬を越えられず衰弱死した。ともに避難した人達が、動物の受入施設がなく置き場に困り、経済的・環境的に飼育不能となり、手放す人も見られた。東北大震災後約4年半を経過して、なお被災動物が現場に放置されている。

4 動物愛護法においては、被災動物の愛護と管理に関する施策を推進するために、環境省はその基本指針を策定し、これに基づいて都道府県は動物愛護管理推進計画を策定することとなっている（同法4，5条）。

動物愛護法2条の基本原則である、動物の命、人と動物の共生は災害時においては、被災者との同行避難を原則とされる。被災動物については、東北大震災を受けて、衆参院の各付帯決議10において、犬・猫等に限らず「牛や豚等の産業動物も生存の機会を与えること」を求めている。

平成27年6月19日THEペット法塾主催（全国動物ネットワーク共催）の院内集会において、「被災動物の保護について、飼養者の避難場所での同行避難、復興住宅での飼養許可、動物救援者への支援、緊急な動物シェルターの確保などの制度設計とシステムの構築、設備が求める」旨の決議をした。新宿区（新宿区の防災計画にペット防災対策、平成15年9月に東京都獣医師会新宿支部と「災害時における動物救護活動に関する協定書」を締結し、区における被災動物救護活動の協力体制を確立）においても、同行避難を原則として認め、そのための飼主の動物飼養のあり方と行政の同行避難の設備、運営を規定している。

5 貴県においても、2015年改訂の茨城県地域防災計画第三章第五節第十「愛玩動物の保護対策」において、「県は避難所に飼い主が愛玩動物と同行避難できるよう市町村と協力して必要な措置を講じるとともに被災した愛玩動物の保護に努める」「市町村は自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を入れられるよう配慮する」、「県は関係機関と協働して適正飼養の支援に努める」と規定されている。

6 上記の、法令に基づいて、現場の被災者とその犬猫などの飼養動物との同行避難を避難所で受入れる措置を積極的に行うことを求める。

併せて、被災者の仮設住宅、復興住宅において、ペット、同居の措置をとられることを求める。